

平成 30 年 1 月 15 日

株主及び債権者各位

福島県郡山市田村町上行合字北川田 2 番地 1
株式会社 幸楽苑ホールディングス
代表取締役社長 新井田 傳

合 併 公 告

当社（以下「甲」といいます。）は、平成 29 年 11 月 10 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、株式会社スクリーン（本店所在地：福島県郡山市田村町上行合字北川田 2 番地 1。以下「乙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。この合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲	: 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
乙	: 官報 平成 29 年 12 月 19 日 53 頁（号外第 275 号）

以 上